

**「令和7年度放課後児童クラブ巡回アドバイザー派遣事業」企画提案公募に係る
質問に対する回答**

質問事項	質問内容	回答
アドバイザーの職種に係ること	①臨床心理士とあるが、国家資格である公認心理師ではないか。 ②記載の3職種以外を配置することはできるか？例えば、保育士・社会福祉士・保育士や教員養成系大学教員経験者など。	① 公認心理師は、保健医療、福祉、教育等の分野において、心理に関する専門的知識及び技術を用いて、心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談、助言などを行う者であることから、アドバイザーとして、同資格を有する方を任用することは、問題ありません。 ② 落ち着きがない、コミュニケーションが苦手、発達の遅れがある等の配慮を必要とする児童への支援方法等について、専門的な視点で助言可能な方であれば、仕様書に挙げている職種（臨床心理士、保健師、支援員経験者）以外の者を任用しても構いません。 ただし、その際には、当該事業を実施するにあたり、当該資格や経験をどのように活かせるかをお示しください。
助言の共有先	申込のあったクラブへのみ助言を送ればよいか？市町村へも同時に共有した方がよいか。	申込のあったクラブに対しては、現地（即時に回答できなかった場合は後日メール等）で助言いただくことを予定しています。また、市町村への助言内容の共有は、受託者からの報告に基づき、県から行う予定です。